

民生環境常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 98 号 令和 6 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中		
2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目
	3 項 戸籍住民基本台帳費	
3 款 民生費	全部	
4 款 衛生費	全部	
第 3 条 債務負担行為の補正	全部	

議案第110号 八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第112号 八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事請負契約の締結について

議案第113号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

[民生環境協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 高齢者の新型コロナウイルス感染症定期予防接種の実施について

議案第110号 八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、罰則に係る規定の整備をするためのものである。

2. 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削られることとなったため、同項に基づき規定した八戸市国民健康保険条例第10条からも当該規定を削る。

3. 施行期日等

- ・令和6年12月2日から施行する。
- ・この条例の施行の前にした行為及びこの条例の施行の日以後も有効とされる被保険者証の返還に応じない行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考) 被保険者証廃止後の対応

- ・令和6年12月1日までに発行済みの被保険者証は、被保険者証に記載の有効期限（最長で令和7年7月31日）まで引き続き使用できる。
- ・令和6年12月2日以降、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、必要な保険診療等を受けられるように「資格確認書」を申請によらず交付する。

議案第113号

青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更をすることについて、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき協議するためのものである。

2 変更内容

別表第1を次のとおり改める。

変更後	変更前																								
別表第1（第4条関係） <table border="1"><tr><td>1</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2</td><td><u>資格確認書等</u>の引渡し</td></tr><tr><td>3</td><td><u>資格確認書等</u>の返還の受付</td></tr><tr><td>4</td><td>（略）</td></tr><tr><td>5</td><td>（略）</td></tr><tr><td>6</td><td>（略）</td></tr></table>	1	（略）	2	<u>資格確認書等</u> の引渡し	3	<u>資格確認書等</u> の返還の受付	4	（略）	5	（略）	6	（略）	別表第1（第4条関係） <table border="1"><tr><td>1</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2</td><td><u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</td></tr><tr><td>3</td><td><u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</td></tr><tr><td>4</td><td>（略）</td></tr><tr><td>5</td><td>（略）</td></tr><tr><td>6</td><td>（略）</td></tr></table>	1	（略）	2	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し	3	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付	4	（略）	5	（略）	6	（略）
1	（略）																								
2	<u>資格確認書等</u> の引渡し																								
3	<u>資格確認書等</u> の返還の受付																								
4	（略）																								
5	（略）																								
6	（略）																								
1	（略）																								
2	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し																								
3	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付																								
4	（略）																								
5	（略）																								
6	（略）																								

3 施行期日

令和6年12月2日

高齢者の新型コロナウイルス感染症定期予防接種の実施について

1. 位置付け

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、令和6年度から、高齢者個人の重症化予防を目的とし、予防接種法に基づくB類疾病の定期予防接種として実施することとされており、高齢者のインフルエンザ定期予防接種と同様の仕組みで10月より開始する。

2. 実施概要

(1) 実施期間及び接種回数

令和6年10月1日～7年1月31日（期間中に1回接種）

(2) 接種対象者

- ・満65歳以上の方
- ・満60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある方（身体障害者手帳1級相当）

(3) 接種場所

受託医療機関での個別接種（約100箇所）

(4) 接種料金（自己負担額）

3,000円（令和6年度） ※生活保護世帯及び市民税非課税世帯は免除

(5) 周知方法

- ・市ホームページ（掲載中）
- ・広報はちのへ10月号（9月20日発行）

3. 参考（高齢者のインフルエンザ定期予防接種との比較）

	インフルエンザ定期予防接種	新型コロナウイルス感染症定期予防接種
実施期間	令和6年10月20日～12月20日	令和6年10月1日～7年1月31日
接種料金	1,000円	3,000円
接種場所	約140医療機関	約100医療機関

※その他（接種回数、接種対象者及び接種料金の免除等）については、両予防接種で共通

以上